

藤田医科大学動物実験規程

施行 平成19年4月1日

改正 令和元年9月1日

大学等における動物実験を伴う生命科学研究は、人の健康、福祉、先端医療の開発展開のみならず、動物の健康増進等における研究分野の進展において必要な手段である。この規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下、動物愛護管理法という）による「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下、飼養保管基準という）及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）」（以下、基本指針という）と「動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）」等に基づき、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月1日通知）」（以下、ガイドラインという）を踏まえて、藤田医科大学（以下、本学という）における動物実験の実施方法について定めるものである。

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、本学における動物実験等（第2条第1号の定義による。以下本項において同じ）が科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに実験等を行う教職員及び学生等の安全確保の観点から動物実験を適正に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（基本原則）

第1条の2 動物実験等の実施については、動物愛護管理法、飼養保管基準、基本方針、動物の殺処分方法に関する指針、ガイドラインその他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

2. 動物実験等の実施に当たっては、動物愛護管理法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう）の3Rs（Replacement、Reduction、Refinement）に基づき、適正に実施しなければならない。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）動物実験等

実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用や、その他の科学上の利用に供することをいう

(2) 動物実験研究施設

実験動物を恒常的に飼養もしくは保管又は動物実験等を行う研究施設をいう

(3) 飼育室

動物実験研究施設以外において実験動物を飼養する場所をいう

(4) 実験室

動物実験研究施設以外において実験動物に動物実験（原則 24 時間以内の一時保管を含む）を行う場所をいう

(5) 動物実験研究施設等

動物実験研究施設、飼育室及び実験室をいう

(6) 実験動物

動物実験等の利用に供するため、動物実験研究施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（動物実験研究施設等に導入するために輸送中のものを含む）をいう

(7) 動物実験計画

動物実験等を実施するための計画をいう

(8) 管理者

学長の命を受け、実験動物及び動物実験研究施設等を管理する者をいう

(9) 実験動物管理者

実験動物に関する高度な知識及び経験を有し、管理者を補佐して実験動物の管理を担当する専任教員をいう

(10) 動物実験実施者

動物実験等を実施する者をいう

(11) 動物実験責任者

動物実験実施者のうち、動物実験の実施に関する業務を統括する者をいう

(12) 飼養者

実験動物管理者又は動物実験責任者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう

(13) 管理者等

学長、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者をいう

(14) 法令

動物愛護管理法、飼養保管基準、その他動物実験等に関する法令（告示を含む）をいう

(15) 指針等

基本指針及び動物実験等に関して行政機関の定める基本指針並びにガイドラインをいう

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類及び爬虫類の生体を用いたすべての動物実験等に適用する。

2. 哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物以外の動物の生体を実験等の利用に供する場合においてもこの規程の趣旨に沿って行うよう努める。
3. 動物実験責任者は、動物実験等を別の機関に委託等する場合や別機関にて共同で行う場合等には、委託先においても、指針等に基づき、適正に動物実験等が実施されることを確認する。

(学長の責務)

第4条 学長は、本学における適正な動物実験等の実施、実験動物の飼養及び保管に関する最終的な責任を有し、次の各号に掲げる責務を負う。

- (1) 動物実験研究施設等の整備
 - (2) 動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握
 - (3) 前号の結果に基づく改善措置
 - (4) 動物実験研究施設等の承認
 - (5) 動物実験等に係る安全管理
 - (6) 教育訓練の実施
 - (7) 自己点検・評価及び情報公開等の実施
 - (8) その他動物実験等の適正な実施のために必要な措置
2. 学長は、動物実験計画の審査、実施状況及び結果の把握、動物実験研究施設等の調査、教育訓練、自己点検及び評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関する諮問及び助言をする組織として、動物実験委員会を置く。
 3. 動物実験委員会の運営について必要な事項は別に定める。

第2章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第5条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次の各号に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書を学長に提出するものとする。

- (1) 研究及び教育の目的、意義及び必要性
 - (2) 代替法を考慮して実験動物を適切に利用すること
 - (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること
 - (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと
 - (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から開放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること
2. 学長は、動物実験等の開始前に動物実験責任者に動物実験計画書を申請させ、動物実験委員会

の審査を経て、申請を承認し又は却下する。

3. 学長は、所定の様式にて、その申請結果を当該動物実験責任者に通知する。

(実験操作)

第6条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法令及び指針等に従うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守する。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること
 - ア. 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - イ. 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮
 - ウ. 適切な術後管理
 - エ. 適切な安楽死方法の選択
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、法令及び関連する規程等に従うこと
- (4) 物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験について、安全のための適切な施設や設備を確保すること
- (5) 動物実験責任者及び動物実験実施者は、実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること
- (6) 侵襲性の高い外科的手術に際しては、経験等を有する者の指導下で行うこと

(実施結果の報告)

第7条 動物実験責任者は、年度ごと及び動物実験等終了時に、動物実験実施報告書等の所定の書類により、使用動物数、計画からの変更の有無、実験成果等について、学長に報告しなければならない。

2. 学長は、動物実験計画の実施の結果について、委員会に報告する。

3. 学長は動物実験計画の実施の結果について、必要に応じ委員会の助言を受け、適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずる。

第3章 動物実験研究施設等

(動物実験研究施設の設置)

第8条 ヒト疾患モデルに関する教育及び研究活動の円滑化を図るため、本学の動物実験研究施設として、豊明校地に中央管理方式による疾患モデル教育研究サポートセンター（以下、本センターという）を設置する。

2. 動物実験研究施設の管理者として、センター長を置く。

3. 動物実験研究施設の運営は、別に定める規程に従う。

(動物実験研究施設以外の飼育室又は実験室の設置)

第9条 動物実験研究施設以外の飼育室又は実験室の設置を希望する動物実験責任者は管理者の

助言を受け、飼育室の場合は実験動物飼育室承認申請書、実験室の場合は動物実験室承認申請書により、学長に申請する。

2. 学長は、申請された飼育室又は実験室を委員会に調査させ、その助言により申請を承認し、又は却下する。
3. 管理者は、学長の承認を得た飼育室又は実験室でなければ、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に、当該飼育室での飼養若しくは保管又は動物実験等及び当該実験室での実験動物への実験操作を行わせることはできない。

(動物実験研究施設及び飼育室の要件)

第10条 動物実験研究施設及び飼育室は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること
- (3) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること
- (4) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること
- (5) 臭気、騒音、廃棄物の扱い等による周辺への悪影響を防止する措置がとられていること
- (6) 管理者及び実験動物管理者が置かれていること

(実験室の要件)

第11条 実験室は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること
- (3) 臭気、騒音、廃棄物の扱い等による周辺への悪影響を防止する措置がとられていること

(動物実験研究施設等の維持管理)

第12条 管理者は、実験動物の適正な管理及び動物実験研究施設、飼育室又は実験室における動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努める。

2. 飼育室又は実験室の使用を申請した動物実験責任者は、管理者の助言を受け、実験動物の適正な管理及び動物実験研究施設、飼育室又は実験室における動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努める。

(動物実験研究施設等の廃止)

第13条 管理者は、動物実験研究施設の廃止にあたり、動物実験研究施設廃止届出書を学長に提出し報告する。

2. 管理者は、動物実験研究施設に飼養保管中の実験動物を他の動物実験研究施設に譲り渡すよう努める。
3. 学長は、廃止届出された施設等を委員会に調査させ、その報告により、廃止を承認する。

(飼育室又は実験室の廃止)

第14条 第9条の定めにより飼育室又は実験室の設置を申請して承認をされた動物実験責任者は、飼育室又は実験室の廃止にあたり、動物実験研究施設を經由し、飼育室の場合は実験動物飼育室廃止届出書、実験室の場合は動物実験室廃止届出書を学長に提出し報告する。

2. 第9条の定めにより飼育室又は実験室の設置を申請して承認をされた動物実験責任者は、管理者、実験動物管理者及び動物実験実施者と協力し、飼養保管中の実験動物を動物実験研究施設に譲り渡すよう努める。

3. 前条第3項は、第1項の廃止に準用する。

第4章 実験動物の飼養及び保管

(標準操作手順の作成と周知)

第15条 管理者、実験動物管理者及び動物実験責任者は、飼養保管のための標準的な操作手順を定め動物実験実施者及び飼養者に周知する。

2. 動物実験研究施設における飼養及び保管については、この規程の他に動物実験研究施設規程及び指針、マニュアル、利用心得等で定める。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第16条 管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努める。

(実験動物の導入)

第17条 管理者は、実験動物の導入に当たり、法令及び指針等に基づき適正に管理又は生産されている動物実験研究施設及び実験動物生産場より導入する。

2. 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行う。

3. 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への馴化又は順応を図るため必要な措置を講じる。

(飼養及び保管の方法)

第18条 動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者は、管理者及び実験動物管理者に助言を求め、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切な給餌と給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行う。

(健康管理)

第19条 動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者は、管理者及び実験動物管理者に助言を求め、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため必要な健康管理を行う。

2. 動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者は、管理者及び実験動物管理者に助言を求め、動物が実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合には、適切な治療等を行う。

(異種又は複数動物の飼育)

第20条 管理者及び実験動物管理者は、異種又は複数の実験動物を同一動物実験研究施設内で飼養、

保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行う。

(記録管理の適正化及び報告)

第21条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、疾病等に関する記録台帳を整備、保存する。

2. 管理者等は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物については、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別装置を技術的に可能な範囲で講じるように努める。
3. 管理者は、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類と匹数等について、学長に報告する。

(譲渡等の際の情報提供)

第22条 動物実験関係者は、実験動物の譲渡に際し、譲渡先に対し、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供する。

(輸送)

第23条 管理者等は、実験動物の輸送にあたり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努める。

第5章 安全管理

(危害防止)

第24条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定める。

2. 管理者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が動物実験研究施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡する。
3. 管理者は、実験動物由来の感染症やアレルギー等にかかること及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を迅速に講じる。
4. 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じる。

(廃棄物の処理)

第25条 実験動物の飼養や動物実験等により発生した動物死体、実験廃棄物類は、法令等の定めにより適切に処理する。

(緊急時の対応)

第26条 管理者は、関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合性を図りつつ、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の手引きをあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図る。

2. 管理者等は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努める。

(人と動物の共通感染症に係る知識の習得等)

第27条 実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症

に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努める。

2. 管理者、実験動物管理者、動物実験責任者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において、必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努める。

第6章 教育訓練

(教育訓練)

第28条 学長は、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者に、所定の教育訓練を受けさせなければならない。

- (1) 法令、指針等、本学の定める規定等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保、安全管理に関する事項
- (5) 人獣共通感染症に関する事項
- (6) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

2. 実験動物管理者は、関係省庁や学術団体等が開催する関係会議への出席、シンポジウムやセミナー等の受講をもって教育訓練に代えることができる。

(実施記録の保存)

第29条 学長は、疾患モデル教育研究サポートセンター管理室をして教育訓練の実施日、実施内容、講師及び受講者名を記録し、5年間保存する。

第7章 その他

(自己点検及び評価、検証)

第30条 学長は、動物実験委員会に、毎年、基本指針への適合性並びに飼養保管基準の順守状況に関し、自己点検及び評価を行わせる。

2. 動物実験委員会は、動物実験等の実施状況等や飼養保管状況に関する自己点検及び評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。
3. 動物実験委員会は、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者に、自己点検及び評価のための資料を提出させることができる。
4. 学長は、自己点検及び評価の結果について、外部の機関等による検証を受けるよう努める。

(情報公開)

第31条 学長は、本学における、動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検及び評価、検証の結果等の公開方法、その他国立大学法人動物実験施設協議会並びに公私立実験動物施設協議会が要請する項目等）及び飼養保管基準等の遵守状況を毎

年1回程度、年報等の印刷物やホームページ等で公表する。

(罰則)

第32条 学長は、この規程に違反した者の動物実験等を直ちに中止させ、一定期間動物実験等の実施を禁ずることができる。

2. 学長は、前項に基づく罰則の適用に関して、動物実験委員会の助言を求めることができる。

(準拠)

第33条 本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の適正な飼養及び保管に関する具体的な方法は、ガイドラインに準拠するものとする。

(適用除外)

第34条 この規程は、産業等の利用に供するために、実験動物（一般に、産業動物と見なされる動物種に限る）を飼養し、又は保管をする管理者等及び生態の観察を行うことを目的として実験動物の飼養又は保管をする管理者等には適用しない。但し、大学等における研究、教育及び実習に供する動物は、原則、実験動物であって、これらの管理者等には本基準が適用される。また、畜産分野における試験研究であっても、血液の採取、人工繁殖や外科的な処置（家畜改良増殖法に基づくものを除く）を行う管理者等には本基準が適用される。産業等の利用に供するために、飼養し又は保管している動物については、「産業動物の飼養及び保管に関する基準（昭和62年総理府告示22号）」、生態の観察を行うことを目的とする動物の飼養及び保管については、家庭動物等の使用及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号）に準じて行う。

(英語表記)

第35条 この規程及び施設名等を論文中に表示する場合の英語表記は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 藤田医科大学動物実験規程

Regulations for the Management of Laboratory Animals at Fujita Health University

(2) 動物実験委員会

Institutional Animal Care and Use Committee

(3) 疾患モデル教育研究サポートセンター

Education and Research Center of Animal Models for Human Diseases

(雑則)

第36条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(事務)

第37条 この規程に関する事務は、研究支援推進本部事務部が行う。

(改正)

第38条 この規程の改正は、常務会の決議による。

附則

1. 付則第1項は廃止する。
2. 藤田保健衛生大学動物実験指針は廃止する。
3. この規程は、平成19年4月1日から施行する。
4. 平成24年6月27日一部改正
5. 平成30年4月1日一部改正
6. 平成30年10月10日一部改正
7. 平成31年4月1日一部改正
8. 令和元年9月1日一部改正

動物実験における学長の責務に関する補足

令和元年9月1日

1. 学長は、本学における適正な動物実験等の実施、実験動物の飼養及び保管に関する最終的な責任を有し次の各号に掲げる責務を負う。
 - (1) 飼養保管施設の整備
 - (2) 動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握
 - (3) 前号の結果に基づく改善措置
 - (4) 飼養保管施設及び実験室の承認
 - (5) 動物実験等に係る安全管理
 - (6) 教育訓練の実施
 - (7) 自己点検・評価及び情報公開等の実施
 - (8) その他、動物実験等の適正な実施のために必要な措置

2. 学長は、動物実験計画の審査、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の調査、教育訓練、自己点検及び評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関する諮問及び助言をする組織として、動物実験委員会を置く。

3. 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、動物実験委員会の審査を経て、申請を承認しまたは却下する。

4. 学長は、所定の様式にて、その申請結果を当該動物実験責任者に通知する。

5. 学長は、動物実験計画の実施の結果について、委員会に報告する。

6. 学長は動物実験計画の実施の結果について、必要に応じ委員会の助言を受け、適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずる。

7. 学長は、申請された飼育室又は実験室を委員会に調査させ、その助言により申請を承認し、又は却下する。

8. 学長は、動物実験計画の最終承認権限を委譲することができる（ただし、動物実験委員長を除く）。委譲された代行者は、結果を学長に報告しなければならない。

動物実験責任者及び動物実験分担者の義務についての補足

令和元年9月1日

1. 動物実験等の実施について

1) 動物実験計画の立案等

動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次の各号に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書を学長に提出するものとする。

- (1) 研究及び教育の目的、意義及び必要性
- (2) 代替法の利用により実験動物を適切に利用すること
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること
- (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと
- (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から開放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること

2) 実験操作について

動物実験責任者及び動物実験分担者は、動物実験等の実施に当たって、飼養保管基準、基本指針及びガイドライン等に従うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守する。

- (1) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること
 - ア. 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - イ. 実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む)の配慮
 - ウ. 適切な術後管理
 - エ. 適切な安楽死方法の選択
- (2) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び関連する規程等に従うこと
- (4) 物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験について、安全のための適切な施設や設備を確保すること
- (5) 動物実験責任者及び動物実験分担者は、実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努め、侵襲性の大きい外科的手術に際しては、経験等を有する者の指導下で行うこと

3) 実施結果の報告

動物実験責任者は、年度ごと及び動物実験等終了時に、動物実験実施報告書等の所定の書類により、使用動物数、計画からの変更の有無、実験成果等について、学長に報告しな

ければならない。

2. 飼育室または実験室について

1) 飼育室または実験室の設置

動物実験研究施設以外の飼育室または実験室の設置を希望する動物実験責任者は、飼育室の場合は実験動物飼育室承認申請書、実験室の場合は動物実験室承認申請書により、学長に申請する。

2) 飼育室または実験室の廃止

飼育室または実験室の設置を申請して承認をされた動物実験責任者は、飼育室又は実験室の廃止にあたり、動物実験研究施設を経由し、飼育室の場合は実験動物飼育室廃止届出書、実験室の場合は動物実験室廃止届出書を学長に提出し報告する。

動物実験研究施設に係る申し合わせ事項

平成 30 年 12 月 1 日

- 1) 研究責任者および動物実験責任者は、動物実験研究施設以外において 48 時間以上動物を飼養する場合は実験動物飼育室承認申請書にて申請を行い、承認を得る。
- 2) 研究責任者および動物実験責任者は、動物実験研究施設以外において 24 時間以上 48 時間未満動物を飼養する場合は準実験動物飼育室とし、1) 相当の申請を行い、承認を得る。

動物実験における人獣共通感染症に係る留意事項

平成 28 年 8 月 1 日

- 1) 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努める。
- 2) 管理者、実験動物管理者および動物実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において、必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努める。

罰則および適用除外要項

令和元年9月1日

1. 罰則

- (1) 学長は、本規程に違反した者の動物実験等を直ちに中止させ、一定期間動物実験等の実施を禁ずることができる。
- (2) 罰則の適用に関して、学長は動物実験委員会の助言を求めることができる。

2. 適用除外

(1) 本規程は、産業等の利用に供するために、実験動物（一般に、産業動物と見なされる動物種に限る）を飼養し、又は保管をする管理者等及び生態の観察を行うことを目的として実験動物の飼養又は保管をする管理者等には適用しない。ただし、大学等における研究、教育及び実習に供する動物は、原則、実験動物であって、これらの管理者等には本基準が適用される。

(2) 畜産分野における試験研究であっても、血液の採取、人工繁殖や外科的な処置（家畜改良増殖法に基づくものを除く）を行う管理者等には本基準が適用される。産業等の利用に供するために、飼養し又は保管している動物については、「産業動物の飼養及び保管に関する基準（昭和62年総理府告示22号）」、生態の観察を行うことを目的とする動物の飼養及び保管については、家庭動物等の使用及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号）に準じて行うこと。